

令和2年第6回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和2年6月29日（月）午後2時8分

2 閉会日時

令和2年6月29日（月）午後2時40分

3 会議開催の場所

教育研修センター 4階 第2研修室

4 出席者

- (1) 教 育 長 成 田 一 二 三
- (2) 教育長職務代理者 佐 藤 克 則
- (3) 委 員 齋 藤 誠 子
- (4) 委 員 池 田 享 誉
- (5) 委 員 土 岐 志 麻

5 事務局出席職員

- (1) 教 育 部 長 工 藤 裕 司
- (2) 教 育 次 長 奥 崎 文 昭
- (3) 浪 岡 教 育 事 務 所 長 長 谷 川 敬
- (4) 参事文化学習活動推進課長事務取扱 田 中 聡 子
- (5) 総 務 課 長 金 澤 敦
- (6) 学 務 課 長 武 井 秀 雄
- (7) 指 導 課 長 須 藤 隆 文

6 会議に付議された案件

(1) 議案

議案第21号 教育長の一般財団法人棟方志功記念館理事の兼職の許可について

(文化学習活動推進課)

議案第22号 青森市立小学校及び中学校の休業日の変更について

(指導課)

議案第23号 臨時に代理し処理した事項の承認について (教育委員会事務局総務課)

議案第24号 臨時に代理し処理した事項の承認について (教育委員会事務局総務課)

(2) 報告

①寄附採納について (教育委員会事務局総務課)

②青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事について (教育委員会事務局総務課)

③文化芸術創造活動緊急対策事業について (文化学習活動推進課)

④学びの継続のための修学支援金給付事業について (学務課)

7 会議録署名委員

- (1) 土 岐 志 麻
- (2) 齋 藤 誠 子

8 会議の概要

午後2時8分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

初めに、議案第21号から議案第24号まで計4件について審議するが、議案第21号については、議長を務める教育長自身に関する議案となっており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、教育長が議事に参与することができないことから、佐藤教育長職務代理者が議長を務め、議事を進行した。

各議案の審議し、議案第21号については、原案のとおり許可することとし、議案第22号については、原案のとおり決定し、議案第23号及び議案第24号の両案については、原案のとおり承認した。

次に、4件の事案を報告し、閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○成田教育長

それでは、議事に入ります。

今回の審議案件は4件となっております。

初めに、本日の議案である議案第21号「教育長の一般財団法人棟方志功記念館理事の兼職の許可について」は、私自身に関する議案となっておりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、私が議事に参与することができませんので、当該議案の審議につきましては、私が退室し、佐藤教育長職務代理者による議事の進行により審議していただきたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第21号の審議については、佐藤教育長職務代理者に議事を進行していただきます。

それでは、ここで私は退室いたしますので、佐藤教育長職務代理者に議事の進行をお願いいたします。

～ 成田教育長退室 ～

○佐藤教育長職務代理者

それでは、議事に入ります。

議案第21号「教育長の一般財団法人棟方志功記念館理事の兼職の許可について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第21号「教育長の一般財団法人棟方志功記念館理事の兼職の許可について」御説明申し上げます。

一般財団法人棟方志功記念館から、教育長に対し、同法人理事への就任の依頼がありました。

理事への就任の取り扱いにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、教育委員会の許可を受ける必要がありますことから、本定例会に議案として提出したものであります。

なお、任期につきましては、令和2年6月29日から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長職務代理者

委員の皆さん、ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等がありましたら、お願いします。

～ なし ～

○佐藤教育長職務代理者

それでは、議案第 21 号は原案のとおり許可してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤教育長職務代理者

御異議がないようですので、議案第 21 号については原案のとおり許可することといたします。

それでは、議案第 21 号の審議が終了しましたので、ここからの議事の進行は成田教育長にお願いすることとします。

よろしくお願いいたします。

～ 成田教育長入室、自席に着席 ～

○成田教育長

それでは、議事を続行いたします。

次に、議案第 22 号「青森市立小学校及び中学校の休業日の変更について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 22 号「青森市立小学校及び中学校の休業日の変更について」御説明申し上げます。

議案とあわせて附属資料をごらんください。

本議案は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る青森市立小学校及び中学校の一斉臨時休業に伴う授業時数の不足を補うため、夏季休業中に授業日を設けようとするものであります。

夏季休業日につきましては、青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則におきまして、7月22日から8月23日までとされております。

本市におきましては、3月2日から5月10日まで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、市内小・中学校を一斉臨時休業としていたところでありました。

また、感染予防に最大限配慮した上で、4月20日から週1日登校日を設けるとともに、5月11日からは分散登校を段階的に実施し、5月25日からは学校を通常どおり再開したところでありました。

教育委員会におきましては、文部科学省からの通知「『新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について」に基づき、臨時休業及び分散登校期間中、学習のおくれが生じないように、同時双方向型のオンライン指導、いわゆる遠隔授業を実施し、全ての小・中学校が、5月22日までに令和元年度分の学習内容を終了し、令和2年度の学習に取り組む体制が整ったところでありました。

しかしながら、令和2年度の学習につきましては、4月、5月における臨時休業によって、24日間の授業が不足しましたことから、学習の効率化等を図ることで、本年度の学習内容を次年度に繰り越すことなく、本年度内に終了するために、1つには、遠隔授業のノウハウを生かした学年一斉授業の実施、2つには、1単位時間を40分や45分に短縮した上で、1日当たりの授業時数をふやす取り組み、3つには、毎日25分ずつの帯での学習

の実施、4つには、個別最適化学習用のAIドリルの活用などの取り組みを進めております。

次に、本年度の夏季休業中における授業日の設定についてであります。教育委員会といたしましては、令和2年度における不足する授業時数の確保のため、比較的過ごしやすい気候となる夏休み後半の8月17日から21日までの期間、新学期に向けた子どもの心身の健康状態の把握も兼ね、3日間から5日間の授業日を設けることとしております。

小学校及び中学校の各学年における授業日につきましては、議案に記載のとおり、小学校1学年から5学年までは、8月19日から21日までの3日間、小学校6学年並びに中学校1学年及び2学年は、8月18日から21日までの4日間、中学校3学年は、8月17日から21日までの5日間としております。

これにより、33日間としていたことしの夏休みを、28日間から30日間に短縮することとし、授業日となる期間につきましては、給食を実施いたします。

なお、夏休み前半は気温も高いことから、不足する授業日数の多い小学校5学年から中学校3学年までを対象に、5日間から10日間の遠隔授業を実施することとしております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○池田委員

新型コロナウイルス感染症が、まだ終息していない状況でありますので、今後の感染拡大に備えた準備等として、例えば、夏休みに遠隔授業等、そういう経験の蓄積をよろしくお願いいたします。

○教育部長

子どもたちのことを最大限考えて、取り組んでまいります。

○土岐委員

遠隔授業に関しましては、長い時間になりますと、保護者のほうから子どもの健康面についていろいろ心配事があると思うんですが、例えば、日本眼科医会は、子どもたちのIT眼症——要は、モニターを見て目を悪くするというものに関して、このくらいの予防をしてくださいと推奨している提言をホームページに掲載しております。

そちらはクリアしている問題でありますので、そういうところも一緒に御案内をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○教育部長

子どもたちの健康面を十分配慮し、今、委員から御指摘いただいたものも含めて、学校現場におろしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○斎藤委員

この遠隔授業などを含めたことは、不登校の児童生徒を抱えている親御さんたちから、ある意味とても感謝しているとの声が聞こえてきています。例えば、今まで自分がクラスの中に入れたいのは、クラスの中のメンバーにカウントされていないからといった残念な思いで過ごしてきた子どもが、遠隔授業をすることによって先生との距離がすごく近くなるということに感謝していると伝えておりました。

そういうことも含めて、この夏休み期間の遠隔授業というのは、今後のクラス経営にとっても大事なことだと思っておりますので、ぜひこの期間内にいろいろ計画を立て、無駄にしないよう有効に使われることを希望いたします。

○教育部長

不登校の子どもについての御意見をいただきましたけれども、やはり子どもが学校に行かないというのは、親御さんにとっては本当に悲しい出来事でありますので、今回得た成果等をもとに、これから夏休みに入るまでの間も十分に親御さんの気持ちや子どもの様子を把握しながら、子どもたちをみとっていきたいと思います。また、夏休み期間中も計画的にそのような子どもに対応できるように考えてまいりたいと思います。

○佐藤委員

古い時代の教員を務めた者として、先日、遠隔授業を実施している学校を訪問して見せていただきました。随分変わったもんだと、自分なんかはもう、かなり無理に近いかなと思っただけに行きました。

見ていけば、私としては複式の授業とよく似ていると感じまして、何とかかなりそうだなという気がしています。

教員一人一人がこの遠隔授業のプロにはならなくてもいいのではないかと思いますけれども、教育技術の1つとして、ぜひ先生方には前向きに取り組んでいただければという思いで授業を見させていただきました。

○成田教育長

そのほか、委員の皆様から御意見等ありますでしょうか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第22号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第22号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第23号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第23号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

令和2年度一般会計補正予算（6月補正）についてであります。

附属資料の「令和2年度一般会計補正予算（6月補正）の概要」をごらんください。

歳出につきましては、補正前予算額96億9723万4000円に対し、1545万6000円の減額補正となり、補正後予算額96億8177万8000円となるものであります。

歳入につきましては、補正前予算額28億146万1000円に対し、5994万4000円の増額補正となり、補正後予算額28億6140万5000円となるものであります。

6月補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止や内容の変更、新規事業の立ち上げに伴うものとなっております。

歳出予算の内訳であります。事務局費につきましては、青森ねぶた祭及び小学校体育デー開催に係る補助金支出の中止などに伴い計794万3000円を減額、指導研修費につきましては、ものづくりサイエンス教室の事業内容の変更や、中学生徒海外派遣・受入事業の中止に伴い計615万9000円を減額するものです。社会教育総務費につきましては、ねぶた師とのコラボにより、ねぶたアートとして新しい造形物を創造し、イベント等で展示する、ねぶたアート創生プロジェクト開催事業や、多様なメディアを活用し、文化芸術を届ける創造的な活動に対し経費の一部を助成する文化芸術創造活動緊急対策事業の新たな立ち上げ、AOMORI トリエンナーレ2020の中止等により、計229万9000円を増額

するものであります。

2 ページ目をごらんください。

市民センター費につきましては、寿大学・女性大学の入学式を中止したことに伴い4万1000円の減額、保健体育総務費につきましては、小学校体育デーが中止になったことに伴い事業負担金10万円の減額、総務費につきましては、大連市への派遣・受入事業の中止に伴い351万2000円を減額するものです。

次に、歳入予算の内訳であります。国庫補助金につきましては、先般4月に補正計上した、小学校4年生以上の児童生徒1人1台のパソコン端末を配備するGIGAスクール推進事業の経費に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として充当するほか、AOMORI トリエンナーレ 2020 の中止及びねぶたアート創生プロジェクト開催事業の立ち上げに伴い計5859万3000円の増額、県補助金につきましては、新たに立ち上げる文化芸術創造活動緊急対策事業に対する補助金として1500万円を増額するものであります。基金繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止や内容変更に伴い大井青少年事業基金繰入金を減額するほか、新規事業の立ち上げや充当事業の中止に伴う文化芸術活動振興基金繰入金を充当する事業の変更により計1236万9000円の減額、雑入につきましては、友好交流推進事業の中止に伴い参加者負担金計128万円を減額するものであります。

本事案につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う国の動きと連動したものであり、去る6月3日に開会されました令和2年第2回青森市議会定例会に補正予算案として上程され、新型コロナウイルス感染症対策として速やかに事業に着手する必要がありましたことから、定例会開会日において、他の議案に先駆けて審議され、可決されたところであります。会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるとしてあります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第23号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第23号については原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第24号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第24号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

令和2年度一般会計補正予算（6月補正その2）についてであります。

附属資料の「令和2年度一般会計補正予算（6月補正その2）の概要」をごらんください。

歳出につきましては、補正前予算額96億8177万8000円に対し、8941万7000円の増額

補正となり、補正後予算額 97 億 7119 万 5000 円となるものであります。

歳入につきましては、補正前予算額 28 億 6140 万 5000 円に対し、6370 万円の増額補正となり、補正後予算額 29 億 2510 万 5000 円となるものであります。

歳出予算の内訳であります。学校管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症の第 2 波の襲来に備え、小・中学校の全ての普通教室等へエアコンを設置するための設計に要する経費として計 8498 万 7000 円を増額するものであります。

事務局費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に修学が困難となっている高校生及び大学生等に対して、臨時的に給付型の修学支援金を支給する経費として 443 万円を増額するものであります。

次に、歳入予算の内訳であります。市債につきましては、小・中学校の普通教室等へのエアコン設置に係る設計に要する経費への充当分として計 6370 万円を増額するものであります。

本事案につきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大の可能性に備えつつ、社会経済活動を着実に後押しするため、市の第三次緊急経済対策として、去る 6 月 26 日に開催されました令和 2 年第 2 回青森市議会定例会に補正予算案として追加で上程され、可決されたところであります。会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 5 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 24 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 24 号については原案のとおり承認することといたします。

(2) 報告

○成田教育長

次に、報告事項に入ります。

今回の報告事項は 4 件となっております。

初めに、報告 1 「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和 2 年 5 月にあった寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の資料「寄附採納一覧（令和 2 年 5 月 1 日～5 月 31 日）」をごらんください。

まず、小学校における寄附採納といたしまして、有限会社川よし代表の松崎利夫様から浪打小学校外 2 校に対して版画家・関野洋作氏が制作した木版画「万緑 姫路城」などの寄贈があったほか、4 校に対し 6 件の寄贈申し出があり、受領いたしました。

次に、中学校における寄附採納といたしまして、青森市立甲田中学校 P T A 様から甲田中学校に対して L E D 照明の寄贈があったほか、2 校に対し 4 件の寄贈申し出があり、受

領いたしました。

また、株式会社成田本店様から市内全小・中学校に対して除菌水ピカりん、青森市浪岡商工会青年部様から浪岡地区の小・中学校に対して手指用消毒液及び薬用ハンドソープの寄贈申し出があり、それぞれ受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告2「青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

青森市立浪館小学校校舎屋根・外壁改修工事について御報告申し上げます。

教育委員会が所管する学校施設の工事につきまして、予定価格が1億5000万円以上の議会の議決に付さなければならない契約が1件あり、先般開催されました令和2年第2回市議会定例会に議案を提出し、御議決を賜りましたので御報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

浪館小学校校舎環境整備事業につきましては、昨年度は校舎のトイレ及び給水管を改修しており、本年度は校舎の屋根及び外壁を改修することとしております。

工事場所は、案内図の網かけで示している箇所となっております。

工事内容や工種、工期につきましては、資料記載のとおりであります。

この工事につきましては、去る4月23日に条件つき一般競争入札を執行した結果、予定価格内で、株式会社盛興業社が、税込み1億6368万円で落札したところであります。

報告は、以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告3「文化芸術創造活動緊急対策事業について」事務局から説明をお願いします。

○文化学習活動推進課長

文化芸術創造活動緊急対策事業について御報告申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

初めに、事業の概要であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、これまでと同様の文化芸術活動を行うことが困難となっている状況に対応するため、青森市内の文化施設、団体、個人の方などに対して、その事業に要する経費の一部を補助するものであります。

次に、対象となる事業及び補助額であります。

オンラインによる創造・発信に関するもので、多様なメディアを活用し、青森から文化芸術の創造と発信を行う1つの事業につき、30万円を上限に助成いたします。なお、助成率は5分の4としております。

また、申請期間につきましては、令和2年6月8日から同年7月10日までとし、書類審査の上、迅速に採択事業を決定することとしております。

採択された事業につきましては、本年12月末までに実施していただき、その後、補助金を交付することとなりますが、希望者に対しましては、着手後に内定額の2分の1以内の額をお支払いするなど、使いやすい制度となるようにしております。

報告は、以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告4「学びの継続のための修学支援金給付事業について」事務局から説明をお願いします。

○学務課長

学びの継続のための修学支援金給付事業について御報告申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

学びの継続のための修学支援金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に修学が困難となっている高校生及び大学生等に対して、臨時特別的な措置として給付型の修学支援金を支給し、学校への進学や修学を断念することのないよう、学びの継続を支援するものであります。

最初に、応募要件につきましては、保護者または親権者が本市に住所を有していること、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校等に在学していること、新型コロナウイルス感染症の影響により、学資の支弁が困難であること、学業成績が良好であること、他の奨学金の貸与もしくは給付またはこれに類するものの貸与もしくは給付を受けていないこととしております。

次に、給付額及び採用予定人員につきましては、現在、市が行っている奨学金と同額とし、高等学校等については月額1万6000円、大学等については月額3万3000円としており、採用予定人員は、高等学校等、大学等ともに10名を予定しております。なお、支給期間につきましては、在学する学校の正規の修業年限以内の期間としております。

次に、申請期間につきましては、令和2年7月6日から同月31日までとし、採用決定及び支給時期につきましては、教育委員会が審査の上、本年8月中旬に採用を決定し、9月上旬に本年度分として、令和2年7月分から令和3年3月分までを支給することとしております。

教育委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の学生が学校への進学や修学を断念することがないよう、今後も学びの継続を支援してまいります。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、事務局から何かありますか。

～ なし ～

○成田教育長

これにて、本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第6回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

令和2年6月29日開催の令和2年第6回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和2年7月21日

書記 横内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和2年7月21日

署名委員 土 岐 志 麻

署名委員 斎 藤 誠 子